

対面授業に参加できない学生について（2022 年度 S セメスター）

2022 年 2 月 22 日
法学部・法科大学院

法学部・法科大学院では、2022 年 2 月 1 日の掲示のとおり、2022 年度の授業は、原則として全ての科目において、対面授業を中心とする予定です。オンラインの長所も活かしつつ、大学を元の姿に戻し、かつ、大学設置基準の考え方を遵守する、という考えによるものです。

そこで、特別の理由により対面授業に参加できない学生について、以下のように対応します。

後記 2 (1) の申し出は、2022 年度 S セメスターについては、後発的に事情が変化した場合などを除き、2022 年 3 月 10 日（木）正午を締切りとします。

定期試験を対面試験で行う場合の、教室で受験できない学生のための手続については、S セメスター中に改めて掲示します（6 月頃）。

1 要件

新型コロナウイルス感染症等に照らし、学生自身に基礎疾患がある、同居家族等に基礎疾患がある、日本に入国できない、等の特別の理由により、対面授業に参加できないこと。これに該当する学生を便宜上「常時オンライン学生」と呼びます。

2 手続

(1) 自らが常時オンライン学生に該当すると考える学生は、学部チーム・大学院チームに対して申し出を行ってください。

* 具体的には、まず、メール本文の記述で結構ですから、理由を説明してください。その説明を見て、提出すべき証明書類を知らせます。それを受けて、証明書類をメール等で提出してください。

(2) 法学部・法科大学院は、前記(1)の申し出が適当であると認める場合には、当該学生が常時オンライン学生に該当することを認める文書（PDF ファイル）を当該学生に対して交付します。

(3) 前記(2)の文書の交付を受けた常時オンライン学生は、自らが履修しようとする授業科目の授業担当教員に当該文書を提示する（メール等で PDF ファイルを送信する）ことによって、それぞれの授業担当教員に知らせてください。

* それぞれの授業担当教員への連絡方法はシラバスで確認してください。

- * 授業担当教員への連絡は、可能な限り早めに行ってください。なるべく授業前週までに行うのが、授業準備の観点から、望ましいと考えられます。

3 効果

授業担当教員は、常時オンライン学生に対する合理的配慮を行います。ハイブリッド授業（常時オンライン学生がリアルタイムで遠隔参加する授業）もあり得ますが、録画・録音またはそれに準じる資料の提供とする場合などもあります。ハイブリッド授業は、授業担当教員にとって大きな負担となり、授業そのものに影響を及ぼす場合もあることを理解してください。

新型コロナウイルス感染症への罹患、濃厚接触、ワクチン副反応などによる欠席については、法学部・法科大学院の全体としての対応は予定していません。ただし、新型コロナウイルス感染症に罹患して長期欠席を余儀なくされ授業科目の履修が困難となる等の事態が生じた場合には、前記の「常時オンライン学生」の手続を準用した対応を検討しますので、学部チーム・大学院チームに相談してください。この場合も、できる限り、事後でなく早めに連絡し相談してください。

連絡先メールアドレス（ [at] は @ と読み替えてください。）

法学部：学部チーム [gakubu.j\[at\]gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:gakubu.j[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

法科大学院：大学院チーム [jln.j\[at\]gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:jln.j[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp)